

ユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等に関する ワーキンググループ(第2回) ご説明資料

KDDI株式会社

2025年10月20日

はじめに

「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方 最終答申」(令和7年2月3日)において、電話のユニバーサルサービス交付金制度については、

- 2035年頃までのメタル回線設備の縮退期間においては、(中略)当分の間は、内部相互補助をベースとして赤字額の一部を補填する現行制度を基本的に維持した上で、最終保障提供義務への見直し等に伴い必要な補正があれば行うこととすることが適当とされております。

あまねく提供義務から最終保障提供義務へ緩和されることを踏まえれば、国民負担が軽減される方向の補正が行われるべきと考えますが、基本的な考え方としては、メタル縮退期においても、内部相互補助をベースとして赤字額の一部を補填する現行制度を維持することが適当と考えます。

電話単体サービスは今後ブロードバンドのオプションとしての位置づけになることが想定されるため、現行の電話交付金制度をブロードバンドユニバーサルサービスの交付金制度に収斂させるべきかどうかも含め、2035年頃を見据えたユニバーサルサービス制度の在り方について議論することが必要と考えます。

1. 令和7年度以降の電話のユニバーサルサービスに係る交付金の金額の算定方法

ヒアリング事項		弊社回答
1	IP-LRICモデルのみで補填額を算定することについて	<ul style="list-style-type: none"> PSTN網からIP網への移行が完了していることを踏まえると、IP-LRICモデルのみで算定することが適当と考えます。
2	IP-LRICモデルの適用に当たり、実際はメタル回線が設置されている加入者回線については、光回線とはみなさず、実際の回線種別(メタル回線)に基づき補填額を算定することについて	<ul style="list-style-type: none"> IP-LRICモデルの加入者回線選択ロジック(メタル回線と光回線の経済比較又はそれに相当する比較により低い方を採用)の適用について検討すべきと考えます。
3	FRT(き線点遠隔収容装置)の台数については、モデル外で補正を行うという暫定的対応を継続することについて	<ul style="list-style-type: none"> アクセス網の設備配置ロジックの一部が十分に効率的なものとなっていない状況であること、ユニバーサルサービス料の国民負担抑制の観点も踏まえ、モデル外補正を継続することが適当と考えます。

2. 災害時用公衆電話への補填開始の可否、補填額の算定方法

ヒアリング事項		弊社回答
1	令和7年度以降に提供される災害時用公衆電話に係る交付金の交付の開始の可否について	<ul style="list-style-type: none"> 「固定電話を巡る環境変化等を踏まえたユニバーサルサービス交付金制度等の在り方 答申」(令和4年9月20日)において、「費用効率化効果額」が公衆電話の撤去費用を上回ることになった場合に、災害時用公衆電話への補填を開始することについて検討することとなっております。この状況になっているのであれば、災害時用公衆電話に係る交付金の交付を開始することは妥当と考えます。 なお、過年度分(令和6年度、令和7年度申請分)については、補填を行わないこととすることが適当との方向性に賛同いたします。
2	交付金による補填対象、算定方法等について	<ul style="list-style-type: none"> 「費用効率化効果額」算定の基礎となる額については、上記答申に示されたとおり、令和3年度決算値を基に算定される補填額(令和4年度申請分)とし、国民負担抑制の観点から、「費用効率化効果額」を上限とした実費ベースの算定を行うことが適当と考えます。 また、上記答申に示されたとおり、補填対象はアクセス回線部分のみとすることが適当と考えます。 現在、災害時用公衆電話に係る費用は接続料へ加算され回収されていますが、補填が開始された場合は複雑な制度運用となることを避ける観点から、接続料へ加算・回収は行わないことが適当と考えます。

「つなぐチカラ」を進化させ、
誰もが思いを実現できる社会をつくる。

 **KDDI VISION 2030**

